

○渡辺議長 次に、矢田貝議員。

〔矢田貝議員質問席へ〕

○矢田貝議員 公明党の矢田貝香織でございます。7月17日発災の熊本地震から1か月以上が経過いたしました。今もなお、多くの方々が避難生活を余儀なくされていらっしゃると思います。また、日本各地で豪雨災害が頻発し、いや応なしに被災を自分事として受け止めなければならない状況だと認識をしております。

本日、私は令和8年9月議会におきまして、こういった被災地の皆様に心を寄せながら、1点目、誰一人取り残されないための取組、2点目、災害への備え、この大要2点について質問をしてみたいと思います。当局の皆様の前向きな御答弁を期待しております。よろしくお願いいたします。

まず、1点目、誰一人取り残されないための取組について、家族丸ごと支援、ケアラー支援について伺います。

私の議員1期目、国は、ニッポン一億総活躍プランや我が事・丸ごとの考えを大きく打ち出していました。各自治体が持続可能な地域共生社会の実現に向け模索を続ける中で、本市は令和4年に総合相談支援センターえしこにを開設。福祉に関する包括的な支援体制を整え、重層的支援体制整備事業などを進めてまいりました。また、こども総本部に、令和6年4月、児童福祉法の改正に伴って、妊娠期から社会的自立までの切れ目のない支援の充実に取り組むこども家庭センターも開設をされております。支援が必要な当事者にとどまらず、家族支援、家庭に目を向け、地域福祉計画の策定や住民主体の居場所づくり、見守り活動などを通じて、希薄になりかけていた地域のつながりを再びつくり上げるため、市長、また教育長、

執行部の皆様方、様々な角度から力を発揮されまして、本市の体制は整っていると理解をしております。

一方で、地域ケアシステムはゴールも正解もなく、地域共生社会の実現に向け、制度の見直しも、そしてそれに対応もしながら走り続けていくものと認識をしております、その市の体制が市民から見て分かりやすいものなのか、周知は十分なのか、また市民の皆様方が本市の誰一人取り残されない取組を実感でき、セーフティーネットという安心につながっているのかということ、私は十分とは言えないとも考えているところであります。

そこで、まず市長にお伺いをいたしますが、誰一人取り残さないための今後のさらなる取組についてお伺いいたします。

○渡辺議長 伊木市長。

○伊木市長 今議員がおっしゃっていただきましたけども、本市におきましてはまずもって総合相談支援センターえしこに、これを開設いたしまして、地域包括支援センターの再編などを通じて複雑化・複合した課題やどこに相談していいか分からない困り事を受け止めまして必要な支援につなげる、いわゆる重層的な支援体制の充実に努めてきたところでございます。

今後につきましては、今増えております単身世帯の方々や、あるいは身寄りのない方々、そうした方々が増えているという社会背景を踏まえまして、福祉分野にとどまらず、分野を超えた多様な主体との連携・協働により、一層これらを強化していきたいと考えております。

そしてまた、支援につながっていない人たちを地域の中で早期に把握をし、地域で支える仕組みづくりが重要である、そのように考

えております。

○**渡辺議長** 矢田貝議員。

○**矢田貝議員** 本市の職員の皆様方の市の現状を受け止める力、またそれを制度につなげていこう、この御努力と、また市民の暮らしと命を守るための取組として緊急性と必要性を見極めた市長の御決断によりまして、本市が全国の先進的な取組を進めてくることができたというふうにも認識をしております。ぜひ、今後も立ち止まることなく、福祉分野にとどまらない協働と住民が参加しやすい地域で支える仕組みづくりを早くお示しをいただきまして、事業として進むようリーダーシップをさらに発揮していただくようお願いをしたいと思います。

さて、私は米子市福祉保健総合センターふれあいの里が地域共生社会の実現に向けた支援の中心拠点だと捉えておりますが、改めて、このふれあいの里の設置目的と現在の機能、今後の方針について伺います。

○**渡辺議長** 足立福祉保健部長。

○**足立福祉保健部長** 米子市福祉保健総合センターふれあいの里でございます、は市民の福祉及び保健の総合的推進並びに民間福祉活動の推進を図ることを目的に設置をしたものでございます。

現在は、地域福祉団体の拠点、市民の健康づくりと保健指導、高齢者が生き生きと過ごすための教養、娯楽、交流の場といった機能に加え、健康、福祉、子育て、教育等に関する行政機能としての役割も担っております。

今後も現在の機能を継続し、市民の皆様が必要とされる施設として、適切な施設運営に努めてまいります。以上です。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 今御答弁いただきました設置目的の一つでございます民間福祉活動の促進、このことについて、現状と御所見を伺いたいと思います。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 当施設を御利用いただいております団体には、更生保護団体、子どもに関する団体、介護、障がい、依存症などを抱える当事者や家族の会、また支援する会など、社会福祉の促進を目的とした多様な分野の法人や市民団体等がございまして、福祉活動の場として御活用をいただいているところでございます。

こうした民間の福祉活動が促進されることは、人と人とのつながりや支え合いを強くし、誰もが安心して暮らせるまちづくりにつながるものと考えております。以上です。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 分かりました。様々な団体に御利用いただいているということが理解できました。

お答えにありましたように、健康、福祉、子育て、教育等に関する行政機能としての役割、これを広く有しているわけでございますけれども、このふれあいの里は他の庁舎と違う施設の設置目的がございまして。来館される方々がゆっくりできて、活用しやすい設備を今以上に整えていただきたいというふうに考えております。同時に、職員の皆様の働く場所でもございますので、その環境整備を含めた施設全体の整備、このことについて、いつか大きく見直していただきたいというふうに考えております。

次に、ふれあいの里会議室等の優先利用と使用料金について伺い

ます。

○**渡辺議長** 足立福祉保健部長。

○**足立福祉保健部長** 優先利用でございますけれども、原則といたしまして使用日の5か月前から予約を受け付けておりますけれども、福祉または保健を目的とする団体につきましては9か月前からとしており、優先的に使用できる仕組みとしております。

使用料につきましては、米子市福祉保健総合センター条例第11条の規定によりまして、施設の設置目的に沿った使用で、かつ営利を目的としない場合は無料としております。以上です。

○**渡辺議長** 矢田貝議員。

○**矢田貝議員** 先ほどの御利用団体の中に、子どもに関する団体というのがありました。子ども・子育て世帯等が中心となって活動する団体の会議室等の利用料とその利用状況についてはいかがでしょうか。

○**渡辺議長** 足立福祉保健部長。

○**足立福祉保健部長** 家族会や親の会など、子ども・子育て世帯等を中心とする団体につきましても同様に、施設の設置目的に沿ったものであり、かつ営利を目的としない場合は無料で御利用いただけます。

利用状況につきましては、現在、障がい児の親の会1団体による利用がございまして、不定期に御利用いただいているところでございます。以上です。

○**渡辺議長** 矢田貝議員。

○**矢田貝議員** 障がい児の親の会1団体が不定期に御利用されているということでございました。

本来の施設の設置のスタートの段階からいきますと、少し子どもの方々への周知が足りないのかもしれないという気がするわけですが、子どもに関する親の会や家族会等から会議室等の使用について問合せが実際にあるのか。また、親の会や家族会等はピアサポートの場でありまして、心のよりどころともなります。民間の福祉活動と同じように無料で優先利用ができると思いますが、この点の御見解を伺います。

○**渡辺議長** 足立福祉保健部長。

○**足立福祉保健部長** 施設管理を行います指定管理事業者に確認をいたしましたところ、子どもに関する家族会や親の会などから直接施設の使用について問合せをいただくことはほとんどないと伺っております。

親の会や家族会等の利用につきましては、内容が施設の目的に沿っている場合、9か月前から予約が可能でございまして、営利を目的としない場合は無料で御利用いただけるものでございます。関係部署を通して問合せがあった際には、空き状況と併せて活動内容を確認し、予約の方法や時期並びに使用が無料であることについても御案内をしているところでございます。以上です。

○**渡辺議長** 矢田貝議員。

○**矢田貝議員** 実際に御案内されているという御答弁でしたので、そうなのかなというふうに思いますけれども、そもそもふれあいの里について、保護者の皆様や子育て支援の方々には十分な周知がなされているか、もしかしてはなされていないのではないかと、再度ですけれども申し上げておきたいというふうに思います。

私は先般、不登校のお子さんを持つ方や経験者の皆様からお話を

聞く機会がございました。私自身も経験者でございまして、教職員をはじめ周囲の皆様の応援をいただきました。見守りが必要で、時に支援を必要とする家族がいても、自分自身の社会生活は続いていくわけです。家族に日常生活の変化として表れにくく、助けてと自ら表明しない限り、周囲もなかなか介入しづらい部分がございます。特に子どもの成長期にあっては、当事者もケアラー、家族も支援につながる間もなく、あっという間に年数がたってまいります。これは実感したところでございます。

こども総本部や教育委員会があるわけですので、ふれあいの里に来るチャンス、この施設を保護者や子育て支援の方々にもっともって使っていただければなというふうに願うところでございます。ということで、ふれあいの里の公共施設としての利用について現状分析をしていただきまして、必要な方のふれあいの場となるようなきめ細やかな配慮ある周知をさらにお願いをしておきたいと思えます。

また、このことは事前に通告をしておりませんが、教育委員会に対してですが、学校の空き教室であるとか教育支援センターぷらっとホームも、家族支援の場所として可能な限り利用できるようにしてはどうかと考えております。地域に開かれた学校を目指して御検討をいただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

次に、本市の体制について伺ってまいります。冒頭市長から、地域共生社会の実現に向けた今後のさらなる取組について御答弁をいただきましたが、当局においては主に福祉政策課がこの任に当たってこられたと承知をしております。さらなる取組のために、本市の福祉保健事業の総合調整等を行い、社協との連携による地域福祉

の推進を担う体制の在り方がさらなる推進の鍵になると考えておりますが、この福祉政策課の体制強化の必要性について、どのようにお考えか伺います。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 近年、身寄りのない高齢者等の対応をはじめ、複合的な課題を抱えるケースが増加しておりまして、地域の多様な主体との協働の重要性というのが非常に高まっているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、福祉政策課は分野横断的な課題解決に向けた支援調整や地域における包括的支援体制の構築を牽引する機能を一層強化していく必要があると考えております。

本市におきましては、身寄りのない高齢者等の支援に関する実務者ネットワークですとか米子市居住支援協議会等を設置しておりまして、社会福祉協議会をはじめ多職種、多業種との連携の下、多様な課題の解決に向けた官民連携の場を先行的に構築してきたところでございます。こうした連携の場を含めた包括的な支援を強力に進めていくための体制について、現在福祉保健部内で協議を行っているところでございます。以上です。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 私、なぜ福祉政策課が福祉保健部の中にあって、ふれあいの里にあるのかなと、この意味を改めて自分なりに考えてみたところでございますが、今後の体制につきまして、現在部内で協議をされているという御答弁でございましたが、私は福祉政策課に大いに期待をしております。今後さらに機能を強化していく必要があるということでしたけれども、そのためには、福祉政策課の強化

という、イコールとして捉えることができるのではないかなというふうに思いまして、福祉政策課の強化を期待をしているものでございます。

部長の下で政策的な役割を果たしていくならば、本庁舎への移動を検討するのも一つかというふうに思ったりします。あるいは、部局を超えた連携で、身寄りのない高齢者等の支援を構築するためにも、地域共生社会を担当する課、部署の設置もあるかもしれません。いずれにいたしましても、体制を整えること、そして社会情勢に即した地域共生社会を推進する体制強化が必要だと、今日は意見として申し上げておきたいと思います。

さて、次に総合相談支援センターえしこにの機能強化、人材の確保・育成の必要について、御見解を伺います。

○**渡辺議長** 足立福祉保健部長。

○**足立福祉保健部長** えしこには、複雑化、複合化した個別課題への対応や地域課題の把握や解決に向けた地域の仕組みづくりなど、包括的な支援体制の中核を担っておりまして、令和6年度から総合相談支援員をはじめとする多職種で中学校区ごとにチームを編成いたしまして、個別の相談支援や住民主体の活動支援を行っているところでございます。

地域ごとに異なる課題にこれまで以上に柔軟に対応するには、地域包括支援センターや住民組織などの多様な主体と連携しながら、地域における協働の体制を強化していくことが重要であると考えております。

また、人材の確保や育成につきましても、総合相談支援を担う職員のスキルアップに加えまして、地域ごとの課題に向き合いながら

実践力を高める伴走型の人材育成にも取り組み、総合相談支援を担う人材の育成のさらなる強化を図ることが必要であるというふうに考えております。以上です。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 十分にこの強化の必要性を認識されているということが分かりましたけれども、そのえしこに、総合相談支援センターえしこにの強化をしていくその役割はどこが担うのかということが重要になってくると思います。えしこにの中でやっていくのか、そこを所管している福祉政策課が行っていくのか、もうそろそろ、えしこにの体制について一回立ち止まって見直してみる必要があるのかなというふうに考えるところでございます。

ぜひとも、えしこにを福祉部門だけの人材に目を向けるのではなくて、官民連携と市民も参画できる事業として進めていくことができる体制構築の中で、市長の下で様々御協議をしていただきまして、御判断をしていただければなというふうに思っておりますので、見守りたいというふうに思います。このえしこににつきましては、大いにスタート段階から関わってきた一人として今後も見守りたいというふうに思っております。

次に、大要２点目、災害への備えについて伺ってまいります。

命を守るための一時的な避難場所について伺います。災害が発生したときに、まず自分自身の身を守る自助の推進と、そして特に命を守るための一時的な避難場所の確保について、どのように推進していらっしゃるのか伺います。

○渡辺議長 高浦防災安全監。

○高浦防災安全監 まず、自助についてでございます。大規模災害

が発生した場合、行政職員も被災者となる可能性がございますし、また道路の寸断でありますとか通信手段の途絶、さらには庁舎自体の被災によります防災拠点機能の停止などによりまして行政による支援が直ちに行き届かないという状況も想定されますので、特に発災の直後におきましては、まず自分自身の身の安全を守る自助が大変重要でございます。

そして、災害時の緊急的な避難所についてでございますが、指定緊急避難場所や指定避難所がございますが、自身の身の安全を確保していただけるのであれば必ずしも市が開設する避難所へ行く必要はございませんで、状況によりましては避難所への移動がかえって危険となる場合というのもございます。他の地区の避難所や親戚、知人宅、ホテル、また安全が確保できるのであれば、自宅にとどまるということも選択肢の一つとなってまいります。

以上のような自助や一時的な避難場所の確保についての説明に加えまして、日頃から災害に備えていただくことの大切さにつきまして、よなご避難ノートや地域で開催する出前講座などを通じて周知・啓発を行っているところでございます。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 様々な機会での取り扱って説明されてるというのは、私もそういった現場に御一緒させていただくことがありますので、よく理解をできるところであります。他の地区の避難所という新たな御説明の言葉にちょっと引っかかったところなんですけれども、あえてここでは、後々いろいろと御指導賜ればと思っておりますので触れませんが、令和8年熊本地震であるとか千葉豪雨など大規模な災害が繰り返し発生している今、本市の地域防災の

取組で今後強化すべきことや新たな取組などについて、どのような御検討がなされているのか伺いたと思います。

○渡辺議長 高浦防災安全監。

○高浦防災安全監 これまで地域での一般災害訓練などを通して、避難所開設時の動きの確認でありますとか要配慮者の使用も想定しました簡易ベッド、パーティションの設置訓練などを実施しているところでございます。

今後、これまでの取組を踏まえまして、地域住民の皆様と協働で避難所の開設・運営を行うことを想定しました、より実践的な訓練を実施したいと考えておりまして、地域や関係機関と調整を図ってまいりたいと考えております。

また、近年、酷暑の中で長期間の避難生活を余儀なくされる災害も各地で発生しております。避難所における暑さ対策が重要な課題であると認識をしているところでございます。災害が発生した場合には、皆生温泉旅館組合及び米子市ホテル旅館組合との協定を活用するなど、冷房設備の整った安心・安全な避難先の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 長期、また暑さ、そういった視点で御答弁も加えていただいておりますけれども、実は熊本の地震におきまして、災害に遭ったときに、数日たってからホテルの個室にもって移動していただける体制がようやく整ったという報道も目にしたところがあります。

私、早速、米子市にもそういった協定がありますよねと問い合わせさせていただきました。実は大きな広場に対して来ていただいて

場所を提供する、公民館であるとか体育館のような大きなところを提供していくということで、個別のところの取組について具体的に詰まっている状況ではないと、協定は結びましたけれどもというふうなことも伺いましたので、ぜひとも具体的に、そういったお考えがあるのでありましたら、動きが早期に、一日も早くそういった体制が整うような協定後の話を進めていただきたいというふうに思っております。

具体的に、今までと同じ取組で進んでいったら駄目だというふうに考えておきまして、頻発する大規模災害で被災した地域が得られた教訓をぜひとも本市に生かしていただきたいというふうに思っております。防災対策は命に直結することです。当局の皆様には、課題だと感じていらっしゃることもあるならば、それを速やかにその課題を市民、議会と共有をされまして、必要な見直しは積極的に行っていく姿勢を求めたいと思います。

さて、先ほど防災安全監は、本市としてはホームページや避難ノートなどでも、命を守るための一時的な避難場所としては必ずしも市が開く避難所へ行く必要はないと、親戚、友人、知人、ホテルなども選択肢として示されて、安全が確保できるなら自宅にとどまる在宅避難も選択肢の一つであるということを様々な機会を捉えて説明しているという御説明をいただきました。この一時的な避難場所の種類と紹介の方法につきまして、私は他の自治体も参考にされながら、市民の皆様がより具体的に一時的に自分はどこに避難していくのか、それがイメージできる紹介の仕方というのがあるんじゃないかなと考えております。

例えば香川県丸亀市は、指定避難所、指定緊急避難場所のほかに、

自治会や神社など地域住民が独自に定めた避難所を自主避難所として位置づけています。個人や世帯で判断した在宅避難や車中・テント泊についても同様の位置づけをしていますので、紹介をさせていただきます。

本市につきましては、一步踏み込んだ、地域住民が我が地域の中で独自に定める自主避難所の協定を結ぶというような後押しまで、より後押ししていただきたいというふうに考えております。

今日は、私からは自助の取組の中の命を守るための一時的な避難場所について、災害の種類やその個々の状況の違う中であっても、避難指示が出たら自分はどこに誰とどのように避難するのかを具体的にイメージできるように、丁寧な推進がより一層必要ではないかということを申し上げておきたいと思います。

次に、避難行動要支援者の避難施設、避難場所への移動体験と移動支援の訓練の実施状況について伺います。

○渡辺議長 高浦防災安全監。

○高浦防災安全監 本市におきましては、避難行動要支援者名簿に掲載されていらっしゃる方のうち、個別避難計画の作成に同意された方を対象としまして計画の作成を行っているところでございます。

今後、個別避難計画を作成された方及び支援者の方のうち御賛同いただいた方を対象としまして、計画に定めた避難先となる施設まで実際に避難していただく訓練を実施することとしておりまして、今年度には2つの施設で実施する予定としております。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 評価をさせていただきます。これは高齢者等の施設

に入所されている人については訓練の実施というのは義務づけられているわけですが、在宅でこのように個別避難計画をつくられた方への訓練というものは本市独自の積極的な取組だろうというふうに評価をしております。高齢者や障がいのある方は、避難先と事前につながっておくことが重要となる方々であるとも言えると思います。支援者であるとか受入先の訓練という視点が大きいとは思いますが、今後、個別避難計画の作成者全員を対象にした訓練となるように、継続をしていかれることを求めています。また、訓練の結果は委員会等で御報告いただければありがたいと思います。

次に、避難所の開錠と初期対応について伺います。小中学校の体育館と公民館の利用者による鍵の開錠について、現状を伺います。

○渡辺議長 金川教育委員会事務局長。

○金川教育委員会事務局長 小中学校の体育館についてお答えをいたします。市内の小中学校体育館、全34か所におきまして、令和6年の7月からオンラインによる予約を導入しております。各小中学校の体育館に設置している鍵ボックスに予約時にメールで通知された暗証番号を入力することで施設の鍵を取り出し、開錠する流れとなっております。

○渡辺議長 西川総合政策部長。

○西川総合政策部長 市内の公民館についてでございます。閉館時において無人でも鍵の受け取り及び返却ができるように、暗証番号を入力することにより開錠することができるキーボックスというのを設置しているところでございます。以上です。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 災害時に避難所となり得る体育館や公民館等の施設の開錠について考えますと、改善できることがまだまだあるというふうに考えております。

先ほどの御答弁で、小学校の体育館はオンラインによる申請時に通知された暗証番号を入力することで開錠できるということでございましたので、災害発生時、鍵の管理者が現場に直接急行できない場合でも、遠隔で開錠、施錠できるシステムの導入を検討されてはいかがでしょうか。御所見を伺います。

○渡辺議長 金川教育委員会事務局長。

○金川教育委員会事務局長 小中学校の体育館の鍵ボックスにつきましては、インターネット接続が維持されている状態でございます。もし、遠隔操作による開錠や施錠が可能なシステムとなっております。

○渡辺議長 西川総合政策部長。

○西川総合政策部長 公民館についてでございます。公民館は、大雨等による災害時には避難所として開設されることが想定されております。その際、気象情報等を踏まえ、基本的にはでございますが、事前に避難所運営要員により開設されるため、遠隔で開錠する必要は今のところないものと考えておりまして、現時点では導入検討はしていないところでございます。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 まず、小学校のオンライン申込みの機能がある、オンラインが生きていれば遠隔操作が可能だということでございますけれども、そういった機能を利用する想定があるのでしょうか。もし機能があったとしても、災害時に対応できる想定がなければ、

実際に使うことができないのではないかと思います。

兵庫県豊岡市では、震度 5 以上で自動的に鍵の保管庫が開錠される仕組みが既にごございました。しかし、能登半島地震では、場所によって震度 4 であったため鍵の保管庫が開かず、津波警報が出ていたにもかかわらず住民が中に入れなかった事案が発生をいたしました。それを踏まえて、市は当時の避難に関して住民アンケートを実施され、保管庫の基準震度の引下げであるとか避難所の在り方そのものの見直しを検討なさいました。また、石川県輪島市でも、能登半島地震の際、避難所の鍵を持っている管理者が到着できず、避難者が中に入れられないという事案が発生したことを受けて、避難した人たちが誰でも避難所の鍵を開けることができる避難所開錠ボックスを市内の指定避難所 20 か所に設置をしております。そして、市の担当者から地元住民にボックスの使い方を説明し、実際に鍵を取り出す手順を確認してもらったとのことでした。これが災害を経験した自治体の取組でございます。

スピーディーな避難所の開錠策として、小中学校においては既に遠隔での開錠機能が活用できる状況にあるということでございます。また、小学校においても避難先となり得るわけですので、なぜ遠隔開錠が必要ないというようなお答えが出てきたのかというのは少々理解に苦しむところでございます。私には、災害への備えを強化していこうという前向きな姿勢とは映りません。残念に思います。

もう一度伺いますが、遠隔操作について、今ある小中学校の体育館のシステムで可能であれば検討されてはいかがでしょうか。再度御答弁を求めたいと思います。

○渡辺議長 西川総合政策部長。

○西川総合政策部長 重ねて御質問をいただきました。現在、公民館につきましては、その在り方の見直しというのも実は並行して行っております。その中で、土日、時間外の利用と今後の在り方というのもテーマの一つとして考えておりますので、その中で重ねて御指摘のありました遠隔開錠についても併せて検討をしてみたいというふうに考えております。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、初期対応について伺ってまいります。指定避難所に避難してきた方々の情報把握について、本市はどのように対応することになっているのか伺います。

○渡辺議長 高浦防災安全監。

○高浦防災安全監 指定避難所を開設する場合には、避難所運営要員を配置しまして避難の受付を行うこととしております。受付の際には、避難者の状況を把握するために、本人及び家族につきまして、氏名、住所、健康に関する情報などを避難者カードに記入していただくこととしているところでございます。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 今月いよいよ、第6回目の地元の皆様方と一緒に行う防災体験キャンプを行います。幸いなことに、同じ地域に住む森田議員や門脇議員も一緒に取り組ませていただくわけですが、すけれども、去年は避難者カードのお渡しのみで終わりましたが、今年は実際に受付時に記入をしていただいみよう、そのような計画としております。

そこで、改めて避難者カードを見ますと、求められている情報は行政として把握したい項目だということは大変理解できるところでございますが、混乱が予想される中、果たしてこれらの項目をしっかりと書くことができるのか、また家族もペットも同じ項目が求められるような書式になっております。改善すべきことがたくさんあると思うわけです。

一方で、避難行動要支援者個別避難計画は、内容は異なりますが個別のカードとなっており、様式が分かりやすいという印象を受けております。

そこで提案ですが、避難者カードは個別のカードとし、避難行動要支援者個別避難計画と同じような書式にそろえてはいかがでしょうか。そして、さらにカードは「よなご わたしの避難ノート」と同じサイズにし、家族の話し合い等で活用し、家族分を事前に記入しておき、避難の際には持参できるようにしてはどうでしょうか、提案をさせていただきます。御見解を伺います。

○渡辺議長 高浦防災安全監。

○高浦防災安全監 そうしますと、まず避難者カードを現在の家族単位から個人単位に変更することについてお答えさせていただきます。避難行動要支援者個別避難計画の様式につきましては、介護認定や障がいの有無、災害時に配慮すべき事項、緊急連絡先、支援者の情報などを個人単位で作成するものとなっております。

災害発生時には速やかな情報収集及び取りまとめ、その情報に基づく速やかな支援が重要になってまいります。避難者カードを個人単位とした場合、家族単位で作成する場合に比べましてカードの枚数が増えますので、受付時の確認、情報の取りまとめなど、事務

がより煩雑になることが懸念されるものでございます。

次に、避難者カードのサイズ、A4を避難ノートのサイズ、B5へ縮小することについてでございますが、保管や携帯のしやすさが向上するというメリットはございますが、文字の縮小や枚数の増加などを行うという必要が生じますので、使いやすさの面で必ずしも利便性の向上につながるものではないと考えるものでございます。

そして、カードを事前に記入し、災害時に御持参いただくという運営についてでございますが、災害発生時には記載された内容に変更が生じていたりカードを持参できない場合なども想定されますので、実効性の面で課題があるというふうに認識をしているところでございます。

以上のことから、現時点では避難者カードの運用等を変更することは考えておりませんが、様式の見直し等は必要に応じて行っておりまして、引き続き他の自治体の取組事例、また国の指針などを参考にしながら改善に取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 分かりました。必要に応じて書式について見直しも行っていらっしゃるということでございまして、この議会質問の前に聞き取りの中で、福祉避難所等の二次避難所に移動された場合に同じような内容をもう一度書かなくてはいけないことが起こるだろうと、そのことを改善しようという狙いで、現在、避難者カードの書式の見直し中だというふうにも伺いました。この考え方には大いに賛同をさせていただきたいと思えます。

現状のように家族情報がまとめられた1枚の避難者カードを継続していかれるということでありましたが、二次避難所に移動する

際にも家族単位で移動するという基本の考え方があるということなのではないでしょうか。そうであれば、なお一層理解をさせていただきたいと思います。

一方の事前に記入することにつきましては、記載内容に変更が生じている可能性の心配というより、家族等で話し合いながら避難者カードを作成することに意義があるというふうに私は考えます。そして、定期的に見直していくことで災害への備えについて考えるきっかけになるとも考えます。何より、受付時の混雑を減らすことにつながるのではないのでしょうか。事前に記入した避難者カードを非常用持ち出し袋に入れておくという、平時の準備の一つとして推進をしていくことも考えられると思います。事前記入を呼びかけている自治体は少なくありません。ぜひ本市においても検討していただくよう、強く要望いたします。

次に、受付時の混雑を緩和し、スムーズな入所が可能なような避難者情報の把握について、2つ目の提案をさせていただきます。避難者自身がスマートフォン等を利用して避難所の入所受付に必要な情報をあらかじめ入力しておく、このデジタル受付システムの導入を提案させていただきます。御所見を伺います。

○渡辺議長 高浦防災安全監。

○高浦防災安全監 避難所での受付につきましては、専用のアプリを利用するもののほか、アプリのインストールが不要なウェブブラウザや二次元コードを活用して受付を行うシステムなど、様々な方法があるものと認識をしているところでございます。これらのシステムの導入によりまして、受付業務の効率化や避難者情報の迅速な把握、取りまとめにつながることも期待されるものでございます。

一方で、実際に導入するに当たりましては、避難所における通信環境の確保、導入・運用に係る経費、避難者の方の個人情報の適切な管理、そして具体的な運用方法など様々な点で検討する必要がございます。現時点で導入する考えはございませんが、他の自治体の導入状況など情報収集に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 防災DXに取り組んでいらっしゃるところの事例もしっかりと研究をしていただきまして、進めていただきたいというふうに思います。

次に、(3)の避難所開設の際の初期対応用の備蓄物資について伺ってまいります。避難所開設に必要な物品と保管場所について伺います。

○渡辺議長 高浦防災安全監。

○高浦防災安全監 主要な指定避難所となります施設、公民館や地区体育館などになりますが、その鍵と避難所運営の手順、避難所のレイアウト例、避難者カード、入所記録簿、ハザードマップなどをセットとした避難所開設に係る物品の一式を防災安全課事務室にて保管、常備しているところでございます。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 避難要員は、基本的に居住区域に近い職員が当たることになっていらっしゃるというふうに聞いております。この避難所開設に当たる職員が開設に係る物品一式を防災安全課まで受け取りに来て、そして開設する避難所に向かうという理解でよろしいでしょうか。

○渡辺議長 高浦防災安全監。

○高浦防災安全監 指定避難所を開設する際は、避難所要員となります。本市職員が公民館等の施設の鍵及び開設に必要な物品を保管場所であります防災安全課事務室で受け取りまして、開設に向かうこととしておるところでございます。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 先ほど来ずっと、実際に鍵が開かなかった事例を紹介してまいりました。ぜひとも、少しでも早く開錠の方法について御協議をいただきたいというふうに思うところであります。

先般の千葉県の豪雨災害におきまして、電話をしてくださった友人があります、私のところにわざわざですね。ニュースで職員が避難所の開設に向かえなかったという報道があったよという電話でございました。市の計画では対応し切れない現状だということを指摘をされた電話でありました。私は7月議会でも申し上げましたが、開設要員の被災や道路の損壊等で移動が困難になることが起こると、その想定の上に立って様々な計画を変更していかなければならないのではないのでしょうか。地域住民が行動できる開設マニュアルの作成も再度求めておきたいと思います。

そして、関連して本日は、避難所は原則として市の職員の方が開設するという前提に立ったとしても、施設点検のチェックシートであるとか開設から受入れ開始までの避難所の開設に必要な投光器、拡声機、避難誘導灯など、最低限の資機材と手順書等をまとめた避難所開設セットを主要な避難所に整備していただきたいと考えますが、この点について御所見を伺います。

○渡辺議長 高浦防災安全監。

○高浦防災安全監 御提案にありました避難所開設セットを事前に設置することにつきましては、市が避難所を開設する前に避難される方を当該施設で受け入れることにつながるというものでございます。避難所につきましては、施設の安全性等を確認した上で開設をすることとしておりますので、市が当該施設を避難所として使用することを判断した後に避難していただきたいと考えるものでございます。

このため、現時点では避難所開設に係る物品等のセットを避難所となる施設に事前に設置することは考えていないというところでございます。

○渡辺議長 矢田貝議員。

○矢田貝議員 災害時にこれまでお答えになっているような時系列で本当に動けるという御答弁、その想定を市民の何名の方が受け入れることができるでしょうか。私は、現実とはかけ離れ過ぎているというふうに考えております。ぜひ、先ほどの遠隔操作のことも含めまして、避難所開設セットを現地に置くということも併せて御協議をしてみたいと強くお願いをしておきます。

この開設セットを設置するということは、住民が開設をして勝手に避難者を受け入れてよいとするためのものではなくて、職員が到着して受付開始までの手順書付きの資機材の設置でございます。それを具体的にやっている自治体の手順書の中には、この開設セットを一人で開けることはないようになっております。必ず複数がそろったときに開けるようにし、また、その建物の安全確認のチェックポイントもそのセットの中に入っております。開設セットが現場に設置されていれば、開設要員は駆けつけるだけで施設が避難所とし

て使用できるかを判断した上で受付を開始することができるのではないのでしょうか。さらに、セットを設置することで地域住民と一緒にの避難所開設・運営の訓練にも通じますし、その中身の検証もできるものと考えております。

想定外の災害が様々起こっているわけでございます。現時点で考えていなかったことや取り組めていなかったことがあるのは当然だと思います。それを現状を受け止めて、一步でもよい方向に進めていこう、その前向きな当局の姿勢が市民の皆様には希望と信頼につながるというふうに考えております。

今議会も様々な角度で提案をさせていただきましたが、私は暮らしの声、生活者の声を代弁する議員として様々なチャンスに発言をさせていただいておりますが、今回の防災につきましても、また総合相談、誰一人置き去りにしない取組につきましても、伊木市長の下で十分な御協議をいただきまして様々に御英断をされることを大いに期待をしている、このことを申し上げまして、私の質問を終わります。